

船舶事故調査報告書

令和3年2月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年5月6日 08時30分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港の北防波堤付近 石狩湾港北防波堤北灯台から真方位192°710m付近 (概位 北緯43°13.4′ 東経141°17.3′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>プロロウワン</sup> PROROW1は、漂流中、転覆した。
事故調査の経過	令和2年5月7日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート PROROW1、5トン未満（長さ4.55m）
船舶番号、船舶所有者等	200-30171北海道、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機及び電気系統に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風力 5、視界 良好 海象：波向 南、波高 約1.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、石狩湾港の北防波堤に知人11人を数回に分けて瀬渡しした後、南西から北東方に延びる同防波堤南東側の面の北端から約710mのところ右舷着けで係留された。</p> <p>船長は、釣りを行っていたところ、接近してきたプレジャーボートの操縦者から、係留場所付近の北防波堤に上がる階段を使用したい旨声を掛けられたので、本船に1人で乗り組み、係留索を放して北防波堤から僅かに離れ、船首を南西方に向け、船外機を中立運転として漂流を開始した。</p> <p>本船は、次第に南西風が強まり、高まった風浪が船首方から船内に打ち込む状況下、急に船外機及びビルジポンプが停止したので、船長が、船外機が始動できない旨を118番通報した。</p> <p>本船は、ビルジポンプが停止して船内に打ち込んだ海水が排出できなくなったので、船尾側から徐々に沈下を始め、救命胴衣を着用していた船長が、危険を感じて北防波堤に飛び移った直後、右舷側に転覆した。</p> <p>北防波堤上に取り残された船長と知人は、来援した海上保安庁の巡視船及び付近を航行中の作業船に救助され、本船は、同作業船により、えい航されて帰港した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約0.8mであった。</p> <p>本船は、船体への損傷及びドレンプラグに異常がなく、船長が出航</p>

	<p>前に燃料油が十分あることを確認していたものの、船外機が停止した理由については、本事故により濡損した船外機が開放修理等されていないので特定されなかった。</p> <p>船長は、北防波堤で釣りをしている内に、次第に風浪が高まる状況となったが、同状況下で航行した経験があったこと、及び港内であったことから、直ちに帰航しなくても支障ないと思っていた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、次第に風浪が高まる状況下、船長が直ちに帰航しなくても支障ないと思い、北防波堤で係留を続けていたことから、同防波堤付近で漂泊した際、船内に風浪による海水が打ち込む状況となり、船外機及びビルジポンプが停止し、海水を排出することができなくなり、船尾から沈下を始め、転覆したものと考えられる。</p> <p>船長は、次第に風浪が高まる状況下、同様の状況で航行した経験があったこと、及び港内であったことから、直ちに発航場所に戻らなくても支障ないと思い、北防波堤で係留を続けたものと考えられる。</p> <p>本船は、船内に風浪が打ち込む状況であったことから、電気系統が濡損する等して船外機及びビルジポンプが停止した可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が、次第に風浪が高まる状況下、船長が直ちに帰航しなくても支障ないと思い、北防波堤で係留を続けていたため、同防波堤付近で漂泊した際、船内に風浪が打ち込む状況となり、船外機及びビルジポンプが停止し、海水を排出することができなくなり、船尾から沈下を始め、転覆したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小型船舶は、波浪の影響を強く受けるので、気象及び海象が悪化した際には、早めに帰港すること。</li> </ul>